

4) 掛金の増額

1. 掛金の増額

この制度にご加入後、1年以上経過した被共済者については、当初加入口数と合計して30口を限度として掛金を増額することができます。

2. 増額の手続き

共済契約申込書に所定の事項を記入し、ハナリックマーケティングジャパン(株)販売網推進課 共済会業務係(共済会支部事務局)へ送付してください。

3. 加入日(増口)

新規加入の場合と同様、3ヶ月毎にお取扱いいたします。申込み手続日によってつぎのとおり加入日が異なります。

※増額は新規加入後1年以上を経過することが必要です。

申込締切日 共済会業務係(共済会支部事務局)必着	加入日(増口)
6月15日	10月1日
11月15日	1月1日
2月15日	4月1日
5月15日	7月1日

上記は標準日程です。

4. 被共済者名簿、被共済者証

- ・自動発行いたしません。

被共済者名・加入口数等の確認については、あなたの街のでんきやさんサイトの「販売店共済会情報」をご覧ください。

加入日(増口)10月1日の場合→

「期首確定加入状況表」(10月中旬掲載予定)よりご確認ください。

加入日(増口)10月1日以外の場合→

「最新加入状況表」(加入月上旬に掲載予定)よりご確認ください。

- ・「被共済者名簿」「被共済者証(申請者のみ発行 *注1)」の発行を希望される方は、ハナリックマーケティングジャパン(株)販売網推進課 共済会業務係(共済会支部事務局)までご連絡をお願いいたします。

*注1 ただし、使用用途として「被共済者証」は被共済者にお渡しされる場合に限りです。